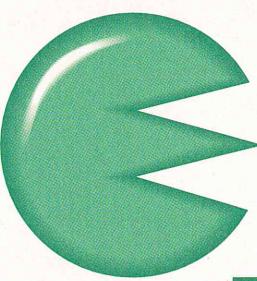


Vol.  
4

平成12年7月



エコー

Hino



ごみゼロ社会をめざそう



発行:日野市環境共生部リサイクル推進課

☎ 581-0444 Fax 586-6606

2000年

# 10月・ごみの出し方が変わります

直前のごみ出しは控えてください。

10月からは、可燃ごみと不燃ごみについて市指定の袋を購入していただき、それに入れて出されたものだけを回収いたします。そのため、10月の変更直前に大量のごみが出てくることが予想されます。

クリーンセンターでは一日に処理しきれないほどのごみが出されると、あふれた分は他市にお金を払って処理を願いするという事態になりかねません。このようなことにならないように、物置や押入の整理をしてごみを10月直前に出してしまおうと考えていらっしゃる方は「早め早めに出してください。

ごみ出しは今のうちから計画的に

10月直前の大量のごみ出しは「厳禁」

こんなにたくさん  
出したら処理しき  
れないよ！

## 説明会でよく出るQ&A

ごみの出し方が変更になる10月までと約3ヶ月となりました。これまでごみ改革の説明会は350回を超えて、出席された多くの方々からは、今後のごみの出し方について熱心なご質問をいただいております。

今号では、10月からのごみの出し方の概要と、今までの説明会の中で多く出された質問などをお知らせします。

新収集方式へスマーズに移行できるよう、みなさんのご協力をお願いします。



クリーンセンターにある焼却炉は、現在国が示しているダイオキシンの排出量基準をクリアしていますが、今後その基準は更に厳しくなります。それをクリアできる焼却施設にするために、今年10月から2炉ある内に1炉を止め、工事に入ります。クリーンセンター焼却炉の可燃ごみ量は1日あたり150トンで、超過してしまった分は他市の焼却炉に持ち込み、お金を払って処理しなければなりませんが、10月のごみの出し方変更に合わせて、可燃ごみが3割以上減ればその必要は無くなります。7月には市長が自ら駆けつけて、ダイオキシン対策工事のためのごみ減量

日野市クリーンセンター ダイオキシン類排出濃度測定値 (単位:ng ナノグラム)		
年度	10年度	11年度
測定値	1号炉 8.5 2号炉 21	1号炉 5.9 2号炉 9.0
厚生省のダイオキシン排出基準 (単位:ng ナノグラム)		
平成14年度 11月30日まで	80	
平成14年度 12月1日から	1	
ng …ナノグラム:10億分の1グラム		

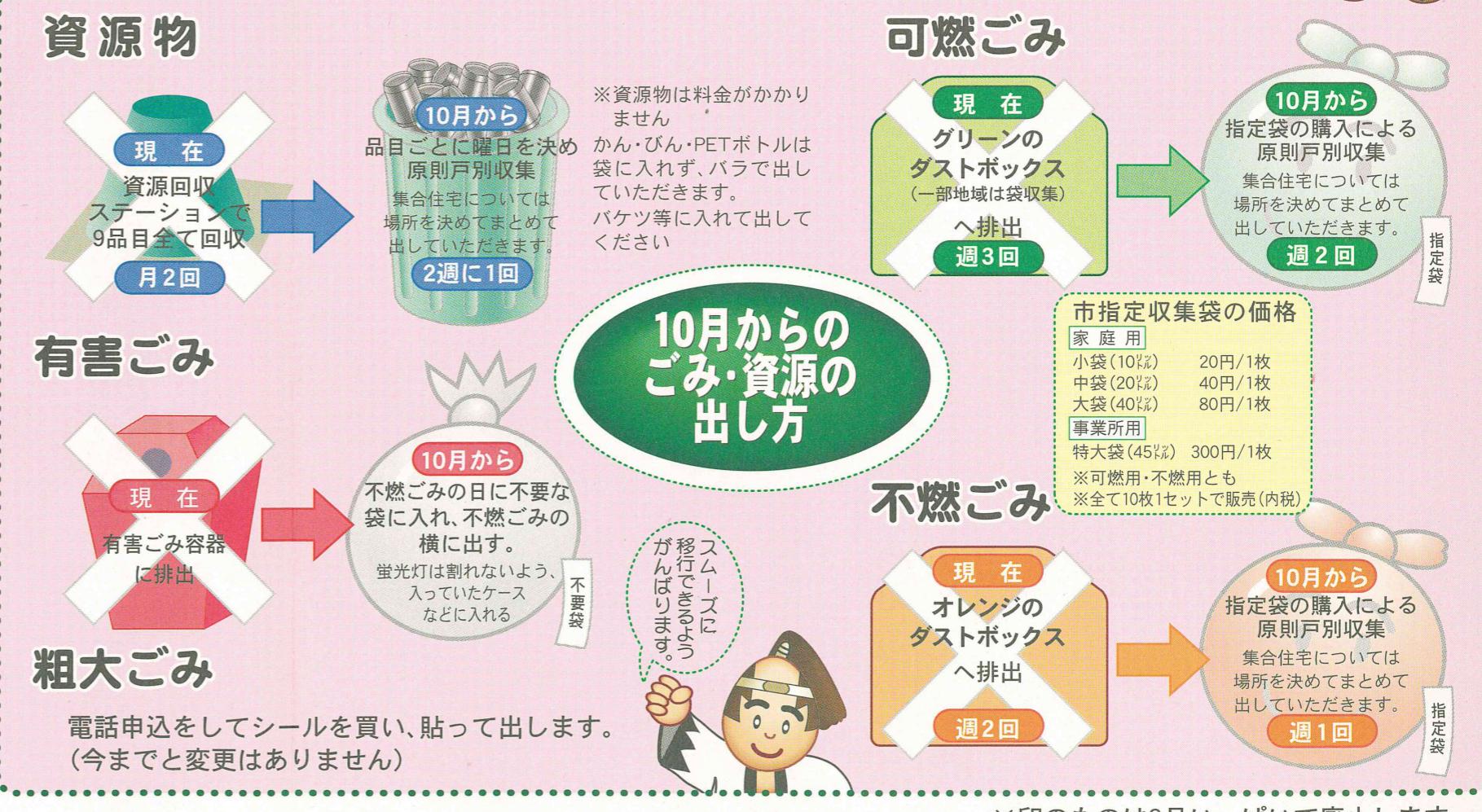
## ！クリーンセンターごみ焼却炉 ダイオキシン対策工事 3割以上のごみ減量を

A Q 詳しい分別の仕方を教えてください。  
ごみ改革の中で分別の徹底はたいへん重要です。可燃ごみ、不燃ごみ、資源物は、地域ごとに曜日を決めて収集します。8月末に各家庭に配布予定のカレンダーの中で細かい分別方法をお知らせします。

現在、分別で疑問のある方はお気軽にリサイクル推進課(TEL 581-0444・FAX 586-6606)へお問い合わせください。カレンダー作成の際の参考にさせていただきます。

A Q 収集時間はどうなりますか?  
収集方法の変更に伴い、効率のよい収集を心がけますが、作業員が慣れ、収集に伺う時間が一定になるまでは少し時間がかかります。(1ヶ月くらいかかると想っています)定着すればほぼ一定の時間に伺えるようになります。

A Q 物置に古いペンキが少し残っているのですが、どうしたらいいですか?  
将来的には枝葉もチップ化や堆肥化を図っていただきたいと考えています。ただいまの不燃ごみ処理施設の爆発の原因となります。使い切れないで少しだけ残っているペンキは、中身を不要な布などにのみ込ませ、可燃ごみとして出してください。



## HOT NEWS



# 集合住宅に カラスネットを貸与します

申請書は市役所  
1階市民課 七生支所  
豊田駅連絡所にあり  
ますので、記入して  
リサイクル推進課へ  
提出してください。

ダストボックス撤去に伴い、カラスや猫などの害を防ぐためにネットを購入しなければならない集合住宅もあると思われます。準備が間に合わないところには今年度に限り申請を受け付けます。

ごみ改革の説明会などでみなさんにお知らせしてきた「ごみ相談パトロール隊」の正式名称が決りました。名前は「まちの分別屋さん」です。主な任務はごみ・資源の分別相談や高齢者、障害をお持ちの方のごみ出しのお手伝いなどです。当面は収集ルートの調査や不法投棄のパトロールなどで街に出ていますので、見かけたときには気軽に声をかけてください。

「まちの分別屋さん」発足



事業者の ! みなさんへ

ごみ減量とリサイクルにご協力を

お店・会社などの営利を目的とする事業所ならびに行政や教育・福祉などの公共公益施設から発生するごみは全て事業系廃棄物となります。これらのごみは廃棄物処理法等関係法令に基づき、事業者は自らごみの発生を抑制し、再利用の促進を図ることにより減量に努め、事業活動に伴って生じたごみはその責任において適正に処理することになっています。



## 10月からのごみ処理方法について

事業所のごみは自己処理が原則ですが、自ら運搬し、処分することが困難な場合は、市から収集・運搬及び処分の許可を受けている業者に依頼してください。また、ごみの排出量が少量で1回の排出量が事業系特大袋(1枚300円)2袋以内の事業所は、一般家庭ごみの収集と一緒に市が収集いたします。市の収集を希望する事業所は「事業系ごみ戸別収集依頼書」が必要になります。

## 「事業系ごみ戸別収集依頼書」の提出について

10月から市の収集を希望する事業所は、「事業系ごみ戸別収集依頼書」(以下「依頼書」という)の提出をお願いしていますが、「依頼書」はNTTタウンページ情報に掲載されている約4,200件の事業所には発送していますが、平成11年8月現在、タウンページに掲載されていない事業所には「依頼書」が発送されておりません。10月から市の収集を希望する事業所で、まだ「依頼書」が届いていない事業所または未提出の事業所はお手数ですが、リサイクル推進課へ問い合わせ願います。ご連絡のない事業所のごみは10月からの収集ができませんので、戸別収集を希望される事業所は必ずご連絡をお願いいたします。

この情報誌「エコー」は、環境(Environment)と協力する(Cooperate)の頭文字が皆さんのもとへ響き、それが大きな反響となって広がつて行くことを願って名づけました。また、題字には、ごみがどんどん減って行き、最終的には0「ゼロ」に近づいて欲しい、という思

いも込められています。  
皆さんのご意見、ご感  
想をお寄せください。